新たな博物館登録制度における審査主体と

「第三者組織」について

大阪市立自然史博物館外来研究員·西宮市貝類館顧問 山西良平

はじめに

2021年2月,文化審議会博物館部会のもとに「法制度の在り方に関するワーキンググループ」(以下,「ワーキンググループ」)が設けられ,博物館法改正に向けた検討が進められている(文化審議会博物館部会 法制度の在り方に関するワーキンググループ https://www.bunk a.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/index.html 2021.5 参照)。ワーキンググループは,3回の審議を経て同年3月24日に中間報告「登録制度を中心とした博物館法制度の今後の在り方について」(以下,「中間報告」)を博物館部会宛提出した。そこでは新しい博物館登録制度について,「公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく『底上げ』と『盛り立て』を行うことにより,博物館の発展に寄与するものであるべきである」との考え方を提示している。また制度の対象範囲は「現在の多様な博物館の在り方に対応するため,設置者の法人類型による制限をできる限りなくし,現在登録制度の対象外となっている国・独法,大学,地方独法,株式会社等についても広く対象とするべきである」としている。

このような考え方は、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」(以下、「検討協力者会議」)による提言「新しい時代の博物館制度の在り方について」(2007)を継承するものである。検討協力者会議は、教育基本法の改正と連動した 2008 年の博物館法改正に先立って博物館関係者による検討の場として文部科学省によって設けたられもので、この提言は、博物館登録制度と学芸員制度を中心に、現状と課題を掘り下げ、それらの抜本的な改革を提起した画期的なものであった。しかし 2008 年の法改正ではそれらがほとんど反映されずに懸案として残された経過がある。2011 年に文部科学省が「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示し、翌年に日本博物館協会が「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」を策定するといった進展があったものの、法制度抜本改正の道筋は見えなかった。その後、国家戦略としての「文化芸術立国」を契機とした文化行政・博物館行政の新たな展開(山西、2020)の中で、2018 年 10 月に博物館行政の所管が文部科学省社会教育課から文化庁に移され、2019 年

11月には文化審議会のもとに博物館の振興に関する事項について調査審議するための博物館部会が設置された。部会は2期にわたって審議を続け、上記ワーキンググループにおいて法制度改正についての具体的な検討が進められている。文化庁の主導のもと、あらためて博物館法抜本改正の機会が訪れていることに期待したい。本稿ではこの中間報告に沿って、登録制度に関わる審査の基準と主体、とりわけ「第三者組織」に焦点を当て、新たな制度にふさわしい登録・審査の進め方について論じる。

登録審査の基準について

検討協力者会議による問題提起

現行の登録制度では、目的を達成するために必要な博物館資料や建物及び土地があり、学芸員その他の職員を有することおよび一年を通じて百五十日以上開館することが審査の際の要件とされている(博物館法第12条)。これに対して検討協力者会議は次のような「新しい登録基準の骨格」を提案した(検討協力者会議、2007、p.10)。

- 博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計に。
- すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要。
- 審査基準の柱は,経営(マネージメント),資料(コレクション),交流(コミュニケーション)。

中間報告ではこの提言を継承し、「博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動を評価するものへと転換すべきである」とし、そのために「今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある」との方向性を示している。

ベンチマーク委員会による基礎的な共通基準案

ここで言及されている「日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案」について説明しておきたい。検討協力者会議による提言に対応するため、文部科学省は2007年度に日本博物館協会に対して「博物館の評価基準に関する調査研究」を委託した。それを受けて日本博物館協会は「博物館経営・運営の指標(ベンチマーク)委員会」を設置し検討を重ねた結果、新たな登録基準を想定した「基礎的な共通基準案」を策定した。その報告書では、「基礎的な共通基準案」は次のような特色を持つとしている(日本博物館協会、2008a、pp.48-49)。

- (1) 外形的な基準に活動面を加味
- (2) 現代的な課題への対応
- (3) 各館の多様性を尊重し、各館の使命・目的に応じた博物館像を設定することを支援 その結果、共通基準案はそれまでの施設、職員、資料に、博物館の設置と組織体制、博物館の 基本的な活動である資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動を加えた8領域、計2

9項目にわたるものとなった。

日本博物館協会による新たな登録基準案

その後、日本博物館協会は2014年度に登録制度の諸課題についてあらためて検討を進める場として、筆者を主査とする「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」委員会を設け、「基礎的な共通基準案」についても見直しを行い、9領域24項目から成る「新たな登録基準案」を改訂版として取りまとめた(日本博物館協会、2017、pp.27-31)。見直しの主眼は、文部科学省が告示した「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」及び日本博物館協会が策定した「博物館の原則」との対応関係を確認し内容の整合性をとること、並びに小規模館に配慮して規模の大小を問わず適用できる内容とすることであった。このたびの中間報告における「日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案」とは、この「新たな登録基準案」を指している。文末にその内容を紹介しておく。

この基準案はあくまでもたたき台であり、中間報告に書かれているように、「更なる検討を 進めていく必要がある」ものである。この点について中間報告は、「検討に当たっては、いく つかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種、規模の博物館、関係団体・組織 へのヒアリング等を通じたフィージビリティーの検討が求められる」としている。

現行の博物館法において、4項目の審査基準は法文の中(第12条)に具体的に記載されているが、仮にこのような多岐にわたる基準を採用するとすれば、その内容は省令などに委ね、運用の実態や周囲の状況の変化に即した加除修正が可能な形にしておくことが望ましいと考えられる。

登録審査の担い手は?

登録審査の実情

博物館法第10条などに基づき教育委員会が実施している登録・審査については、2006年10月に文部科学省が各都道府県に対して行った、「都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査」によって次のような実態が明らかにされている(検討協力者会議、2007、pp.61-64)。

○博物館登録要件審査方法について

- ・最多回答は「担当部署内での審査」であり、かつ一般行政職員による審査であった(34 県)
- ・外部の有識者等からなる審査委員会を設けるなど、より客観的な審査を行うための取組を行っている県もあった(6 県)

○登録審査の状況について

- ・(都道府県1県当たりの博物館の)登録の申請処理件数は、全国平均は年に0.43件
- ・過去3年間にまったく申請がなかった都道府県が14県
- ・3年間に2件以内の処理だった都道府県が8割近くを占める

○登録審査事務実施を通じた問題点について

審査体制に対する問題点をあげた県が多く(「審査ノウハウの維持」32 県,61.8%),専門知識23 県.48.9%)、件数が少ないために十分な審査体制が構築されていない状況が伺える。

検討協力者会議の提言

このような状況を見て、検討協力者会議は次のような提言を行っている(検討協力者会議, 2007, pp.23-24)。

今後の博物館に必要な制度や施策を考えていく上で、今般提言した新しい博物館登録制度や 学芸員制度が十二分にその効果を発揮するためには、行政機関が主導するよりも、可能な部分 は専門的知見を有する第三者的な組織による自律的な運営に委ねていくことが望ましい。組織 化された博物館に関する豊富な人的ネットワークを翼下に持ち、博物館登録審査や学芸員資格 審査等(一中略一)を担う専門機関が存在すれば、博物館諸制度が一層効果的に活用され、全 国の博物館活動の活性化に貢献することが期待できる。関係者の総意によりこのような総合的 な博物館支援機関ともいうべき組織の設立に向けて、今後、国のみならず、地方公共団体、博 物館、関連の学会等において積極的に検討することが望ましい。

その上で、博物館の登録審査については、

文部科学大臣と都道府県教育委員会が担うこととなる博物館登録審査について, 第三者としての専門機関に審査を一元化することができれば, 全国的な審査基準の均質性, 審査の効率化を飛躍的に向上させることができ, また, より柔軟な運用による一層の利用者の拡大が期待できると考えられる。さらに, 将来において登録をめざして努力している博物館に対する情報提供や技術支援を提供することも有効であると考えられる。

とその効果に期待している。

モデル調査研究委員会による検討

このように検討協力者会議の提案は、学芸員制度も含めた博物館制度全般に関わる包括的な 支援を行う専門的第三者機関の設置であり、登録制度に関してはここに審査を一元化しようと いうものであった。当時の文部科学省は、この提言についても日本博物館協会に対して調査研 究を委託し、日本博物館協会は「博物館の評価機関等に関するモデル調査研究委員会」を設置 して検討を行なった。その結果、

- ・自己点検・自己評価マニュアルの作成
- ・登録事務のための運用マニュアル作成
- ・学芸員研修・研修情報の提供
- ・業務のための専門員会の設置
- ・登録博物館実態調査・基礎資料データの収集分析

を業務内容とする評価組織を「非営利の公益法人として設置することが望ましい」と報告した (日本博物館協会, 2008b)。ただし、この検討の過程では、すでに検討協力者会議の提言が「今 回の博物館法改正においては反映されず、文部科学省においては引き続き長期的な検討課題としている」(p.1) ことを前提としているので、「基礎的な共通基準案」とはリンクせず、従来の登録審査方式を支援する組織を想定した報告・提言となっていた。

ワーキンググループでの論議と意見集約

このたびの中間報告では、「登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び 指定都市教育委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘さ れている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していく かが問題となる」との提起をしている。その上で、登録・審査の主体については、「博物館へ の指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携 という観点から、審査・登録(認証)は引き続き国及び都道府県・指定都市教育委員会が担う 必要がある」としながら、「一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容につ いては、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもっ た専門家組織(以下、「第三者組織」という。)が一定の関与を行う在り方を検討すべきである」 との意見集約を行った。

ワーキンググループでは、新たな登録基準を想定した上で、第三者組織の関与について、文 化庁が提示した3案

- ①第三者組織を新たに設置し、すべての申請窓口・審査を担う
- ②第三者組織を新たに設置し、専門的審査を担う(申請の窓口と外形的審査等は引き続き教 季)
- ③引き続き教育委員会がすべての申請窓口・審査を担う(専門的審査のために有識者会議を設置)

について審議した結果、②案に意見が集約され、中間報告において上記のような提案がなされたとのことである(文化審議会博物館部会 法制度の在り方に関するワーキンググループ第2回、第3回 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/index.html, $2021.4 \lesssim 1000$

①案は検討協力者会議の提案と符合するものであるが、その場合、審査の結果は基本的に業界団体による認証にとどまることになり、国による振興策の受け皿として施策と連動させることに困難が生じるのではないかと思われる。法に基づく登録審査という行為はやはり行政が責任を負うべきものである。そうであれば、博物館法が教育基本法→社会教育法という法体系の下に位置づけられている限りにおいて、その担い手は社会教育施設であることの本旨に沿い、都道府県の教育委員会が最適であると考えられる。博物館の社会教育機関としての位置づけは今日も重要である。博物館の経営・運営形態が多様化し、教育委員会との関係が全体として希薄になっている現状があるとしても、そうであればなおさら地域の博物館全体を視野においてそれらを把握し、行政面から支援する要としての都道府県レベルの教育委員会の役割は今以上に重みを増すと考えるべきであろう。また③案については、上記の教育委員会による審査の実態

から見ると、新たな登録基準を設けて審査を充実させるという方向性と相容れないものである ことはすでに明らかである。したがって、このたびの中間報告に盛り込まれた②案に基づく登 録審査主体についての提案は、それぞれが単独で担うことの問題点を解決する新たな枠組みと して期待できるものである。

なお、現行の登録制度では、法第2条において博物館の設置主体による制限が設けられている。冒頭に紹介したように、中間報告はこのような制限を撤廃しようとしている。登録制度を
遍く行き渡らせるためには避けて通ることのできない課題であるが、これによって国の機関が
設置する博物館も登録制度の対象となるのであれば、それらに対する審査・登録については、
地方公共団体の教育委員会では対応が困難であり、国(文化庁)が担わなければならないと考えられる。その体制を整えることも必要になるであろう。

新しい登録制度の運用について

審査と支援の両立は可能か?

中間報告は、これまでの登録制度が、「博物館が公共的活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった」ことに対して、新しい制度が「公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである」ことに留意するよう求めている。

登録・審査は必然的に選別を伴うものであるが、それを通じて改善・向上を促進するという、 そのような審査と支援との両立が可能であろうか?この点に関して検討協力者会議(2007)の 提言は次のような方向性を示している。

(新しい審査の)基準を満たす博物館相当施設及び博物館類似施設ができるだけ多く,登録博物館となり,登録を受けることをスタート点として,今後一層の質の向上を図れるような制度設計とすること (p.10)。

さらに先述の「博物館経営・運営の指標(ベンチマーク)委員会」による報告(日本博物館協会,2008a, p.49)では、「基礎的な共通基準案」が「各館の多様性を尊重し、各館の使命・目的に応じた博物館像を設定することを支援」するものであるとして、次のような説明を加えている。

基準案の8領域は博物館活動には不可欠な事柄である。(―中略―) だが、そうした活動をいかにして行うのかは、それぞれの館の使命・目的によって異なる。(―中略―) この基準案では館の使命や方針に即し、それぞれの領域でどのように取り組むのかを明確にすること、つまり方針や計画の有無を問うている。(―中略―) 館によって目指すことが異なるため、その内容というより、館の使命に即した方針であるかどうか、それを計画的に継続して行う意思があるかが基準化されている。これまでと異なり、登録の審査では、各領域の活動方針や実績が、その

博物館の使命や目的に合致し、その博物館にとって妥当かどうか判断することになる。(一中略一)8領域29項目の基準をすべて満たす館は実際にはさほど多くないかもしれない。この基準が、基礎的な基準というより、「望ましい基準」「ハイアースタンダード」と感じられるかもしれない。そうだとしたら、おそらく各館が取り組んでいることが、館として明確に位置づけられていない、方針として確立していないということが多いのではないだろうか。一定の学芸業務を行っている館であれば、基準に掲げた事項の大半には潜在的に取り組んでいるはずである。この基準を満たそうとすることで、課題が顕在化されることになろう。

このような観点で登録・審査に臨むことによって、中間報告が目指しているような「審査と 支援の両立」が可能になるのではないかと考えられる。ただしその場合、それぞれの項目に一 律の基準を設けて機械的に点数化するという従来の行政的な審査手法では困難であり、活動実 態を理解し、館側が潜在的に取り組んでいる事項を顕在化させることも含めた評価を行い、か つその結果に対する説明責任を負うことのできるような"目利き"、すなわち専門的知識・経験 を有する第三者による審査がどうしても必要になる。

小規模館にとっての登録制度

中間報告は「社会教育調査上『博物館類似施設』と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある」と登録の門戸を広げようとしている。2018年度の社会教育調査によれば、類似施設は博物館全体の78%を占めている。また最近の博物館総合調査(日本博物館協会、2020)によれば、類似施設の61%は学芸系職員が1~5人(非常勤・兼務を含む)の小規模館であり、26%は学芸系職員をまったく配置していない。これらの館園に対して広く登録・審査の手を差し伸べようということである。では、類似施設、小規模館の側としては、あらたな登録制度に基づく審査を受けることの意義をどのように捉えればよいのであろうか?そもそも登録を受けることのメリットが少ないことが、登録制度を形骸化させている主な原因であった。中間報告は新たな登録制度と連動した博物館振興策の必要性を次のように強調している。

このような制度の改正を行う前提として、登録(認証)されることにより得られるメリットをできる限り拡充することが極めて重要である。

これまで措置されてきた全ての登録施設に対するメリットの拡充を検討していくとともに、 新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。

全ての登録施設に対するメリットは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇(設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇)、③他の法令体系と連動した振興策(例えば、手続きの合理化や特別な措置)に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。

このように博物館振興策を拡充し、かつ登録制度と連動させることは、制度を浸透させる上で何よりも重要であり、今後の施策の充実に期待したい。また上述のように、審査と登録を通じて館の活動と経営が改善・向上していくような事例が普及すれば、登録申請へのインセンティ

ブは一層高まるであろう。中間報告は登録(認証)の更新制の導入を提言し、「その際に、改善のための助言・支援を得られる仕組みを検討する必要がある」とも述べているが、このような措置も歓迎される。また、そもそも小規模館が存続していくためには社会的な認知が重要であるが、専門組織による認証作業と行政機関によるオーソライズを経て獲得される新たな登録博物館というステイタスは、今後、設置者や出資者、納税者、寄付者などの理解を得る上でも大きな意義を持つものとなるであろう。中間報告は、新しい登録制度の趣旨が国民にとって「より明確となるよう、博物館に対して『認証』や『認定』といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる」とも提言している。

とは言っても、登録を申請しようとする小規模館にとって、「新たな登録基準案」に示されている9領域24項目というボリュームは負担感が大きく、それだけが前面に出ると申請の意欲を削ぐ要因ともなりかねない。申請者の負担を極力少なくすることが肝要である。第三者組織が、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進することを念頭に置いて対象館を調査、ヒアリングし、各項目をチェックしていくといった手法が望まれる。たとえば申請者が提出しなければならない最低限の書類は①様式に基づく申請書と②年報・館報またはそれに類する資料だけでよく、あとは審査側からのヒアリングを通じて手続きが進むといった形が望ましい。もちろん自己評価を行った結果などがあれば活用されるべきである。

第三者組織はどうあるべきか

審査のイメージ

中間報告では、先述のように「登録・審査(認証)は引き続き教育委員会が担う必要がある」としつつ、「専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するために一定の関与を行う第三者性を持った専門組織(第三者組織)を検討すべきである」としている。これに先立つ「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」委員会による報告(日本博物館協会、2017、p.23)は都道府県教育委員からの依頼の基づく第三者機関による審査を想定し、次のような手続きの流れをイメージしている(p.23)。

- 1. 博物館の設置者が、当該博物館の立地する都道府県(または政令指定都市)の教育委員会に登録を申請する。
- 2. 教育委員会は、提出された申請書および添付書類に不備がなければ、申請を受け付ける。
- 3. 教育委員会は、博物館登録審査業務を行う第三者機関に審査業務を委託する。
- 4. 第三者機関は、当該博物館に対して実地調査・ヒアリングなどを行い、新たな登録基準 に則った審査を実施し、結果を教育委員会に報告する。
- 5. 教育委員会は、報告を受けて登録の可否を判定、結果を申請者に通知する。これを参考にしながら、このたびの中間報告で提起されている第三者組織のあり方について

検討したい。

基本業務

- 一定の関与を行うとされる第三者組織の基本業務(使命)は次の2点であると考えられる。
- ■登録申請を受理した教育委員会からの依頼に基づき、申請館園の活動実態を登録基準の各項目と照らし合わせて評価し、その結果を、評価理由とともに教育委員会に報告すること。
- ■審査の過程を通じ、申請館園の活動と経営の改善・向上を支援すること。

実際の審査においては机上の作業にとどまることなく、申請館園に対するヒアリングをはじめ必要に応じて実地調査など機動的に行なうことになるであろう。さらに支援に当たっては、教育委員会との連携により、対象館園の地域における実情や経営状況を把握し、適切な指導・助言内容を提案することも求められる。

組織としての要件

- ■第三者組織であること
 - 法令に基づく審査の一翼を担う専門組織であり、業務には中立性・公平性が求められる。
- ■常設組織であること

都道府県からの不定期な依頼に即応し、一貫性のある評価業務を行うとともに、日常的に適切な指導・助言を行うためには、第三者組織は一時的な委員会・審議会などではなく、常設の機関として設置されなければ機能しない。

■専門職員を擁する組織であること

各館種固有の事情を把握し、審査結果に反映させるには、組織の中にそれぞれの館種に通暁した専門職員が配置されていなければならない。一方で、審査全般の公平性を担保するには、多様な博物館を広い視野から捉えることができる博物館学(Museology)の専門家の配置も必要である。審査はこれら専門職員の共同により実施されるべきである。

■全国組織であること

審査の質を標準化し担保していくことが登録制度見直しの課題であることから、第三者組織は全国的な審査業務を一元的に請け負う単一の組織でなければならない。

■税を財源に運営される非営利組織であること

博物館は非営利機関であり、登録(認証)を受けることによる経済的利益は期待していない。 したがって現行法下と同様、業務の実施に伴う経費負担を申請者に課すべきではない。 第三者 組織は税等を財源に充てることによって運営されるべきである。

業務量と体制

すでに紹介した「都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査」(2006 年実施)によれば、登録申請処理件数の全国平均は年間 0.43 件、相当施設指定審査は同 0.28 件とされていて、合算すると 0.71 件であり、これを 47 都道府県全体に換算するとでは年間約

33 件というのが平生のデータである。しかし、中間報告が目指しているのは、新しい登録制度のもとで、現在類似施設として博物館法の対象外とされている 4,452 施設 (H30 年度社会教育調査) に対して、門戸を広げて申請を促すことである。仮に1 件当たりの審査に専門職員2 名×実働8日を要するとすれば処理数は年間約30件、5組(10名)の体制で臨むとすれば計150件となり、類似施設のうちの3,000館園が申請したとしてもすべての審査を終えるには20年かかるという想定になる。新しい登録制度を浸透させるにはこのような体制と長期の取り組みが必要になるということである。

準備期間と経過措置

新たな登録基準のボリュームは現行と比べて膨大なものである(上述の基準案においては 9 領域 24 項目)。第三者組織は、本格的な業務を開始する以前に、登録基準を十分に咀嚼した上で多様な館種、設置者、規模の博物館に適用する際の判定の物差しを設け、公平な評価に備えておかなければならない。このためには相当の準備期間が必要となる。

また、新制度発足当初は申請の集中が予想されるので、すでに登録されている館園については、当面はそのまま新制度の下に移行し、あらためて更新制度のもとで新登録基準のチェックを受けるという経過措置が必要であろう。また中間報告には明記されていないが、このたびの制度改革の方向性をみると、博物館相当施設の指定制度自体が廃止され、登録制度に一本化されると想定される。すでに指定を受けている相当施設については自動的に登録施設に格上げし、やはり将来の更新の時期に審査を委ねるという措置が適当ではないかと考える。

当初は審査を待つのに数年間も要するような事態も考えられる。結果が出るまで時間がかかることによって博物館振興策の恩恵がその間先延ばしされるといった不利益を申請館園が被ることのないよう、教育委員会が申請を受け付けることによって"仮免許"的に登録施設並みの扱いを受けられるような措置も検討が必要であろう。

条件を満たす組織について

中間報告で提案されている第三者組織(専門的・技術的な見地からの審査を担う第三者性を もった専門家組織)の形については、まだ具体化されていない。報告は、「法制上の整理や財 政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要があ る。また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要 となると考えられる」と記述している。今後の整理、検討、調整の結果が待たれるが、ここで は二つの有力な組織形態についての実現可能性を検討してみたい。

非営利公益法人としての日本博物館協会

第三者組織の形態について、「博物館の評価機関等に関するモデル調査研究委員会」は、「非営利の公益法人として設置することが望ましい」と結論した(日本博物館協会,2008b, p.19)。

また、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」委員会は、館種や設置者を超えた国内随一の博物館振興団体(公益財団法人)であることや、豊富なデータを保有することなどを理由に、日本博物館協会を「審査体制に必要な第三者機関の有力な候補」として名指している(日本博物館協会、2017、p.23)。「非営利の公益法人」という範疇で博物館界を見渡せば、該当する組織は日本博物館協会以外には見当たらないであろう。また、実際に上記のような業務を実施するノウハウを持ち合わせていて、専門的な人材の確保も可能であると考えられる。

しかし、日本博物館協会は「協会の活動目的に賛同する博物館又はそれに相当する事業を実施する団体」である加盟館(維持会員)を中心に運営されている。これから先、新しい登録制度の下で門戸を広げて審査が行われるようになれば、数多くの類似施設からの新規申請が予想される。それが目指すところでもあるのだが、その中には日本博物館協会の加盟館も非加盟館も含まれている。その際に加盟館であるか否かが審査に影響するのでは、という懸念を払拭することができるであろうか?中立性・公平性の観点からの疑問である。もう一つ、日本博物館協会に限ることではないが、そもそも必要とする経費を、国が特定の法人に継続的、安定的に措置することが可能かどうかという疑問もある。教育委員会が依頼するのであるからそちらが負担すべきであるというロジックも当然考えられるが、地方公共団体との合意形成は現実的ではないであろう。日本博物館協会の中に中立性・公平性を担保した「登録審査支援センター」といった附属組織が設置され、安定的な財政支援を受けて運営できるのであれば、有力な案である。

独立行政法人

もう一つの選択肢として、第三者機関を独立行政法人組織として設置する可能性について考えてみる。独立行政法人通則法(第2条)において独立行政法人は次のように定義されている。

この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

教育委員会からの依頼に基づく博物館の登録・審査への関与を、果たして国による「公共上の事務等」と捉えることができるかどうかが難点であると考えられる。しかし登録・審査はもともと都道府県教育委員会への機関委任事務とされていたもので、地方分権の流れの中で2006年以来、自治事務とされた経過があるものの、本来的には国が責任を負うべき業務である。また、独立行政法人国立文化財機構法(第12条)のように、文化財の収集や調査研究に関して「地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと」を独立行政法人の業務の範囲に含めている事例もある。この点をクリアできるなら、独立行政法人は先述の組織要件(第三者組

織、常設組織、専門組織、全国組織、非営利組織)との親和性はむしろ高いと言える。また経費については交付金という形でストレートに措置することができる。業務量の経年的な変化にも、中期目標を適切に設定することによって柔軟に対応することが可能である。また後述の専門組織ならではの"派生的"な事業についても、法人みずから中期計画として具体化することによって専門家集団としての創意を発揮することができよう。このように独立行政法人という制度のメリットを活用することができる。教育委員会側としても、国の機関とは言え、相手が独立行政法人であれば違和感なく審査業務を依頼することができるのではないだろうか。申請のたびに個別に専門家(集団)に依頼することと比べてもはるかに優位な手法である。

これらのことから、中間報告が提起している「第三者組織」を、既設の博物館関係の独立行政法人の中のひとつの部門として新設することは、十分検討に値するのではないだろうか?国立文化財機構の中に文化財防災センターを設置した直近の事例もある。同センターのように全国をブロックに分けて拠点を設けることも考えられる。

博物館振興策の柱としての第三者機関設置

このような第三者組織が常設機関として設置されることになれば、依頼に基づく審査にとど まらず、下記の例のような博物館振興に関するさまざまな"派生的"な事業を実施することも可 能になると考えられる。

- ・教育委員会向け登録事務マニュアルの作成および研修の実施
- ・登録基準と連動した博物館向け自己点検・評価マニュアルの作成
- 博物館職員向け各種研修の実施

さらに、博物館の実態に関する基礎資料・データが蓄積されることから、それらの管理と活用、 すなわち情報センターあるいはシンクタンク的な役割・機能も期待される。

国がこのような全国レベルの専門的な非営利・第三者機関を常設し、登録に必要な審査の実施にとどまらず、各種の関連情報の公開・活用や研修機会等を通じて、様々な館種や規模の博物館を支援することこそ、ワーキンググループにおいて議論が進む登録制度と連動した博物館振興策の展開=「底上げ」と「盛り立て」の実現ではなかろうか。新たな登録制度が、全国各地で活動している館園にとっての最大の振興策となることを期待したい。

謝辞

本稿の執筆にあたって大阪市博物館機構の高井健司氏に原稿の校閲をお願いし、数々の有益なコメントをいただき、修正を施すことができました。深く感謝します。

引用文献

- 日本博物館協会. 2008a.地域と共に歩む博物館育成事業 博物館の評価基準に関する調査研究. 日本博物館協会,東京. 129pp.
- 日本博物館協会. 2008b.地域と共に歩む博物館育成事業 博物館の評価機関等に関するモデル 調査研究報告書. 日本博物館協会, 東京. 78pp.
- 日本博物館協会. 2017. 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書. 日本博物館協会, 東京. 60pp.
- 日本博物館協会. 2020.令和元年度日本の博物館総合調査報告書. 日本博物館協会, 東京. 29 4pp.
- これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2007.新しい時代の博物館制度の在り方について. これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 111pp.
- 山西良平. 2020. 近年の博物館行政と博物館の社会的役割・機能について. 「日本の博物館のこれから II—博物館の在り方と博物館法を考える—」(山西良平・佐久間大輔編), pp.33-38. 大阪市立自然史博物館, 大阪.

「付] 日本博物館協会 (2017) による新たな登録基準案 (本稿3ページ参照)

1. 設置

1. 1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施 することが明示されていること

1. 2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

- 2. 経営
- 2. 1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

2. 2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること。

2. 3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること

2. 4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

- 2. 5 利用条件
- 博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること
- ・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更 新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること
- 3. 資料
- 3. 1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体 制が整備されていること

3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

3. 3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用で

きる仕組みを有すること。

- 4. 調査研究
- 4. 1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

4. 2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること

- 5. 展示
- 5. 1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

- 6. 教育普及
- 6. 1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

6. 2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

- 7. 職員
- 7. 1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

7. 2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

7. 3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

7. 4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

- 8. 施設設備
- 8. 1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資

料への安全を配慮し、計画を策定すること

- 8. 3 快適性・利便性の向上 多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること
- 9. 連携協力
- 9. 1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること